

荒川区東尾久七丁目地域ダイオキシン類土壌汚染対策事業に係る費用負担計画（素案）

1 公害防止事業の種類

公害防止事業費事業者負担法（昭和45年法律第133号。以下「法」という。）第2条第2項第3号に規定するダイオキシン類により土壌が汚染されている土地について実施される対策であり、ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）第31条第2項第1号ロに規定する事業のうち、ダイオキシン類の摂取経路を遮断するもの

2 費用を負担させる事業者を定める基準

ダイオキシン類対策特別措置法第29条第1項の規定に基づきダイオキシン類土壌汚染対策地域（以下、「対策地域」という。）に指定された荒川区東尾久七丁目の区域に土地を所有し、対策地域を含む区域で、大正から昭和期にかけて、黒鉛電極を用いた食塩電解工程（以下、「食塩電解」という。）及び食塩電解において発生する塩素を用いた化学製品の製造工程を有する工場の操業に伴いダイオキシン類を排出し、土壌の汚染を引き起こした事業者

3 公害防止事業費の額

施工方法により幅があるが、1～2億円程度（詳細は検討中）

※ 北区豊島五丁目地域の対策事業に係る工事単価を参照した。

4 負担総額及びその算定基礎

(1) 負担総額

以下、(2) により計算する。

(2) 算定基礎

負担総額=公害防止事業費の額×（ア）法第4条第1項の事業者寄与率（97.0%）×
（イ）法第7条第3号の負担割合（3/4）

（ア）事業者寄与率は、異性体組成情報解析の手法による算定97.0%とする。

（イ）ダイオキシン類による土壌の汚染が行われた期間が、平成12年1月15日に施行されたダイオキシン類対策特別措置法による法規制以前の行為であるため、法第4条第2項の規定に基づく減額を行う。減ずる額は、公害防止事業費の額の4分の1とする。

5 公害防止事業の実施に必要な事項

物価の変動その他やむを得ない事由により、公害防止事業費の額に変更を生じたときは、変更後の公害防止事業費の額を基礎として算定した額を負担総額とする。

6 その他

本費用負担計画に定める負担の「算定基礎」は、本費用負担計画に記載する公害防止事業に限り適用するものとする。